

☆各所得限度額表☆

◇事業所得者の所得＝総収入額－必要経費＋譲渡所得等

◇給与所得者の所得＝支払い給与の総額－給与所得控除額＋譲渡所得等

※令和A年中所得(令和A年1月～12月の1年間)の適用期間

令和B年度児童手当・児童育成手当(令和B年6月～令和C年5月分手当)
 令和B年度児童扶養手当(令和B年11月～令和C年10月分手当)
 令和B年度特別児童扶養手当(令和B年8月～令和C年7月分手当)
 令和B年度ひとり親家庭等医療費助成(令和C年1月～12月)

扶養人数	児童手当	児童育成(障害)手当	特別児童扶養手当	
	請求者	請求者	請求者	扶養義務者※1
0人	6,220,000円	3,604,000円	4,596,000円	6,287,000円
1人	6,600,000円	3,984,000円	4,976,000円	6,536,000円
2人	6,980,000円	4,364,000円	5,356,000円	6,749,000円
3人	7,360,000円	4,744,000円	5,736,000円	6,962,000円
4人目以降	1人につき 380,000円加算			213,000円加算

扶養人数	児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成			
	児童扶養手当請求者※2・養育者※3		マル親請求者※2 ・養育者※3	扶養義務者※1 ・配偶者・養育者※3
	全部支給	一部支給		
0人	490,000円	1,920,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人目以降	1人につき 380,000円加算			

※1 扶養義務者とは、民法第877条第1項に定める申請者(受給者)の直系血族(父母、子、祖父母等)及び兄弟姉妹です。**18歳以上の同居親族**の所得が対象になります。生計が別の場合は、その証明書類を提出してください。

※2 令和A年中に支払われた養育費(子の父または母が受給者および対象児童に対して支払う金品等)の80%を受給者の所得として加算します。(1円未満は四捨五入)

※3 孤児以外を養育している場合は請求者と同じ所得制限、孤児等を養育している場合は扶養義務者と同じ所得制限。

◇所得から控除する金額と所得限度額に加算する金額

所得から控除する金額 (申請者)				
控除種別	児童手当	児童育成(障害)	児童扶養・マル親	特別児童扶養
社会保険相当額	80,000			
障害者・勤労学生	270,000			
特別障害者	400,000			
寡婦(みなし含む)	270,000	-----	-----	270,000
寡婦特別(みなし含む)	350,000	-----	-----	350,000
寡夫(みなし含む)	270,000	-----	-----	270,000
雑損・医療費・小規模企業共済等掛金	控除相当額			
配偶者特別	-----	控除相当額		
譲渡所得等特別控除	特別措置法による額			

(扶養義務者)	
児童扶養・マル親	特別児童扶養
80,000	
270,000	
400,000	
270,000	
350,000	
270,000	
控除相当額	
控除相当額	
同左	

所得限度額に加算する金額 (請求者)				
加算種別	児童手当	児童育成(障害)	児童扶養・マル親	特別児童扶養手当
特定扶養親族1人につき	-----	250,000	150,000	250,000
70才以上同一生計配偶者	60,000	100,000		
老人扶養親族1人につき	60,000	100,000		

(扶養義務者)	
児童扶養・マル親	特別児童扶養

(注) 60,000	

(注) 扶養親族が老人のみで2人以上いる場合には、2人目から 60,000円。(1人の場合は加算なし)